

平成23年10月5日

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催について

関東経済産業局では、ガス事業法第48条の規定に基づき、東部液化石油株式会社から申請のあった一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会を、次のとおり開催しますのでお知らせします。

1. 申請の概要

申請者 東部液化石油株式会社
申請の概要 熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う一般ガス供給約款の変更
(総括原価見直しによる料金改定)

2. 公聴会の開催期日及び場所

開催期日 平成23年10月27日 午後2時から
開催場所 取手八重洲町会館
(茨城県取手市東6丁目28-7)

なお、期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催いたしません。

3. 一般ガス供給約款の変更の認可申請書の閲覧場所

- ・ 関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課
(埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館)
- ・ 東部液化石油株式会社土浦支店
(茨城県つくば市大字稲岡字迎山729番地3)

4. その他

公聴会に出席して意見を述べようとする方及び傍聴を希望される方は、別紙によりお申し込みが必要です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課

担当者：村山、角田

電話：048-600-0411 (直通)

陳述の申出方法及び傍聴の申し込み方法

1. 公聴会の陳述の申出方法

公聴会に出席して意見を述べようとする方は、以下にしたがい意見陳述届出書を提出してください。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が陳述人を指定し、その旨を届出者あて通知します。

(1) 意見陳述届出書の作成について

別添の様式にしたがい、以下の事項を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限ります。）を作成してください。

- ・氏名、住所及び職業
- ・意見の概要

(2) 意見陳述届出書の提出期限について

平成23年10月12日（必着）

(3) 意見陳述届出書の提出先について

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課 あて

※封筒の表に「東部液化石油株式会社関係公聴会陳述希望」と記載してください。

2. 公聴会の傍聴の申し込み方法

公聴会の傍聴を希望される方は、以下にしたがい郵送にて申し込んでください。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定し、その旨を申込者あて通知します。また、期日までに意見陳述届出書の提出がないため、公聴会を開催しない場合にもその旨を通知します。

(1) 傍聴申込みはがきの作成について

郵便往復はがき（一人一通に限ります。）に、以下の事項をご記入ください。

【往信の文面】

- ・申込者の住所及び氏名
- ・「東部液化石油株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨

【返信の宛名面】

- ・申込者の郵便番号、住所及び氏名

(2) 傍聴申込みはがきの提出期限について

平成23年10月12日（必着）

(3) 傍聴申込みはがきの郵送先について

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課 あて

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長 殿

(ふりがな)

届出者 氏 名

(郵便番号)

住 所

(電話番号)

職 業

東部液化石油株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

(意見の概要)

備考

- 1 届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格A4とすること。
- 2 意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
- 3 団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。